

令和8年度 西陵小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

- 他者を思いやる気持ちを育て、いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させます。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組んでいきます。
※ 特に、いじめ予防・防止のための手立てを重視し、いじめの未然防止を目指します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日施行

3 組織

- ・ いじめ・不登校対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ対策主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、各学級担任、（必要に応じて全教職員、SC、SSWR）
- ・ PTA役員会・・・校長、教頭、PTA役員

4 いじめの未然防止・早期発見のための手立て

- 自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導
 - ・ よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やします。
 - ・ 学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を味わわせます。
 - ・ ほめる指導を基本にし、叱った場合は何がいけなかったのかを伝え、その児童のその後の変容を見届け評価します。
- 児童理解と観察
 - ・ 朝の会で、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいないかなどに気をつけ、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴くようにします。
 - ・ 児童がタブレット端末を操作し、その日のその時の気持ちを天気にならべて記録するスクールライフノート「心の天気」「相談機能」アプリを活用し、学校生活での気持ちの変化や揺れを確認し、声かけや支援をします。
 - ・ 放課に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察します。

○ 生活アンケートと教育相談、Q-Uアンケートの実施

- ・ 定期的に「生活アンケート（生徒指導部と連携）」を実施し、児童の悩みごとを知り、いじめ等の問題行動の早期発見に努めます。
- ・ アンケートの結果等を踏まえ、必要を感じた場合は、随時相談活動を行います。特に、6月の教育相談は時間を確保し、児童全員を対象に行います。10月は教育相談月間とし、希望者を中心に行います。
- ・ いじめの未然防止や対応等を図るため、高学年児童に対し、Q-Uアンケートを実施します。

○ 全職員での情報交換

- ・ 定期的にいじめを含めた生徒指導について、各学年の生徒指導担当での情報交換会を行います。それを基に全職員が共通理解できるようにします。
- ・ 職員会議の後に児童連絡の時間を設定し、全体場で情報交換できる場も設けます。
- ・ 研修の充実を図り、全ての教職員が適切に対応できるよう、指導力の向上に努めます。

○ 情報モラル教室

- ・ 「情報モラル教室」を開催します。併せて、学級での指導を徹底し、携帯電話やインターネットを使用する場合のモラル意識を高め、ネットでのトラブルを未然に防ぐよう努めます。

5 いじめが発見された場合の対応

○ 初動の対応

- ・ いじめの訴えを受けた、または、いじめを発見した職員は、管理職・いじめ対策主任・生徒指導主任及び学年主任に報告します。いじめ対策主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長等から今後の対応についての指示を受けます。

○ いじめ・不登校対策委員会の協議

- ・ いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見した内容を把握するとともに、いじめか否かを判断し、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議します。

○ 実態把握・解消に向けての対応

- ・ いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応します。

○ 事後の支援

- ・ 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認します。

6 重大事態への対処について

○ 瀬戸市教育委員会との連携

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指導を受け調査を行います。
- ・ 瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会の指導のもと、適切に対応することに努めます。

※重大事態…①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

7 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を瀬戸市教育委員会に提出します。
- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

8 いじめ防止に係る年間計画

月	取組	
1 学 期	学級開き（人間関係作り、学級のルール作り）	【毎月】 ・生徒指導についての情報交換会 【随時】 ・よいことみつけ ・情報モラル教室（情報モラル教育年間計画） ・教育相談
	Q-Uアンケート実施・分析（高学年） 学級づくり	
	教育相談・生活アンケート実施（生徒指導計画）	
	個人懇談	
2 学 期	コミュニケーションスキル指導（学校保健計画）	・よいことみつけ ・情報モラル教室（情報モラル教育年間計画） ・教育相談
	教育相談月間 生活アンケート実施（生徒指導計画）	
	学校評価アンケート実施 個人懇談 Q-Uアンケート実施・分析（高学年）	
	人権週間	
3 学 期	コミュニケーションスキル指導（学校保健計画）	